

# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.86

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》  
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

## 5 月の消費者月間「街頭啓発」盛況！

特殊詐欺の被害が深刻であることや高齢者被害が多いことから、5 月 30 日の「消費者の日」に、（一社）北海道消費者協会、札幌市消費者センター、（公社）札幌消費者協会、北海道警察などと連携して、チ・カ・ホ（札幌駅前通地下広場北 3 条交差点広場）で「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」を開催し被害防止を呼びかけました。本キャンペーンを消費者月間の街頭啓発として開催するのは、今年度で 4 回目。当日は、約 1600 名の方々にご来場いただきました。その様子をいくつかご紹介します。



### 振り込め詐欺防止電話コーナー

詐欺対策機能が充実している振り込め詐欺防止電話（シャープ（株）、パナソニック（株））、迷惑電話を自動で着信拒否できるトビラフォン（トビラシステムズ）を展示し来場者に説明しました。床には詐欺防止マット（ダスキン（株））等も併せて展示しました。



### ステージイベント

札幌よしもと芸人「つちふまズ」によるオリジナル振り込め詐欺漫才や、札幌市消費者センター所属劇団 来楽（ライラック）による寸劇「ツヤ肌、美白になんたくて」の公演や、クイズ大会が行なわれました。



### スタンプラリー開催

サイバーセキュリティ対策コーナー、犯人の肉声電話コーナー、商品テストコーナー、振り込め詐欺防止電話コーナーの 4 カ所を回るスタンプラリーも好評でした。



### あんしんみーちゃんコーナー

静岡県警と共同開発した振り込め詐欺対策用の人形「あんしんみーちゃん」（株式会社パートナーズ）も体験展示しました。



### 北海道警察ちびっ子ミニ制服着用体験コーナー

警察官のミニ制服を着て写真撮影できる「ミニ制服着用コーナー」を設置し、「ほくとくん」や「しろくまくん」との写真撮影もありました。



# ご注意ください！ ハガキによる架空請求が急増しています！

「平成 30 年版消費者白書」によると、昨年度全国の消費生活センターに寄せられた架空請求に関する相談件数は、約 16 万件で、前年より倍増しています。架空請求ハガキに関する相談者は、60 歳代女性の相談件数が全体の半数で、50 歳代以上の中高年女性の相談件数は、9割と大半を占めるとのことです。こうしたハガキが届いても、決して慌てて相手に連絡したり、お金を支払ったりせず、不安な場合は消費生活センター等に相談しましょう。

## 道内で高額被害相次ぐ

北海道警察によると、5月札幌市西区の50代女性が、弁護士を名乗る男らに裁判の取り下げ費用名目で現金約 2500 万円の架空請求の被害を受けました。また、2月には石狩市の70代男性が弁護士を名乗る男らに裁判の取り下げ費用名目で現金 1600 万円の被害を受けるなど、北海道内で高額被害が相次いでいます。

## ハガキ以外の手口にも注意！

国民生活センターによると「身に覚えのない料金を請求する電子メール・SMS(ショートメッセージサービス)が届いた」等の相談が寄せられています。事例としては、アマゾンなど大手通販会社をかり、「有料動画の未納料金があります」と文書や連絡先を送り付けてくるなど、相手に電話をかけさせることが目的です。

不安に思ったりトラブルにあった場合には、すぐに消費生活センター(局番なしの 188)や、警察(警察相談専用電話: #9110)へ相談しましょう。

SMS:電話番号でメッセージを送信できるサービス

## 架空請求ハガキ例

**★タイトル**  
他に、「総合消費料金未納分」など

**★脅かし**  
・訴訟開始  
・強制的に差押え  
・執行証書を交付

**★急がせる**

**★公的機関に類似した名称**  
国民訴訟通達センター など

**消費料金に関する  
訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月22日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関 [ ]

取り下げ等のお問合せ窓口 03-[ ]

受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

※消費者庁ホームページより

## コンビニ収納代行の指示には注意しましょう！

架空請求に対する手段として、金融機関への振り込みが主流でしたが、近年、コンビニ収納代行が利用される手口も目立ってきています。架空請求事業者の指示どおりにコンビニで、プリペイドカードなどをかうように誘導されて、お金を払ってしまったなどの相談も増えているので注意が必要です。

※ コンビニ収納代行とは、コンビニで十数桁の番号を使ったり、店内の端末に入力するなどして、ネット通販コンサートチケット・電子マネーなどの代金を収納代行を通じて支払うことができるサービスです。

## 国が「架空請求対策パッケージ」をとりまとめました

架空請求に関する相談件数が急増している現状を踏まえ、架空請求による消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、国では「架空請求対策パッケージ」を取りまとめました(平成 30 年 7 月 22 日消費者政策会議決定)。関係省庁が一体となり対策を講じるとともに、警察による取り締り等を推進するとのこと。詳しくは消費者庁ホームページをご覧ください。

消費者庁「架空請求にご注意ください！」

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_016/#package](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_016/#package)

## 架空請求には・・・

不安な場合は、まず消費生活センターへ  
心当たりがないものは無視しましょう。請求に  
応じることも、支払う必要もありません。不安な場  
合は、消費生活センターへ相談しましょう。

### 消費者ホットライン

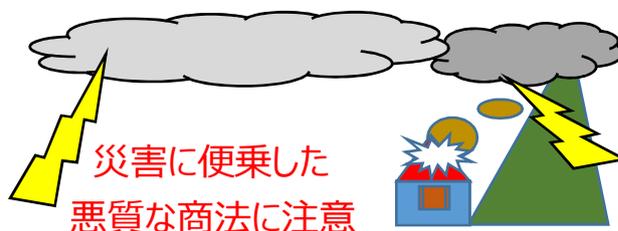
#### 188（いやや）【「嫌や！」泣き寝入り】

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」で  
は、お住まいの市町村など、お近くの消費生活相  
談窓口をご案内します。

#### 慌てて、相手に連絡しない！

期日を近い日付にして、財産の差し押さえなど  
不安にさせ、本人からの連絡を誘導させます。

こちらから電話をして電話番号など個人的な情  
報は知らせないようにしましょう。



災害に便乗した  
悪質な商法に注意

地震や大雨被害に便乗した悪質商法が増えていま  
す。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限  
りません。災害に便乗した悪質商法にご注意くださ  
い。

過去には、ボランティアを名乗り、募金を求める不  
審な電話や市役所の者だと名乗る人が自宅に訪問し  
義援金を求められたなどの事例が発生しています。

公的な機関が電話などで、義援金を求めることは  
ありません。また、寄付をする際は募っている団体や  
用途を、よく確認しましょう。困った時は、一人で悩ま  
ず消費生活センター等へご相談ください。

参考（（独）国民生活センター ホームページより）

18 歳  
成人

## 成年年齢を引き下げる改正民法が成立しました

6月13日、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が成立しました、2022年4月からは18歳で『大人』になります。これまで「未成年者取消権」で保護されていた、18、19歳の若者が保護の対象から外れることになり親の同意なくクレジットカードをつかったり、ローンを組んで高額商品を購入できるため、若年層のマルチ商法など悪質商法による消費者被害が拡大するのではないかと心配があります。

消費者庁では、成年年齢引下げにより、学校における消費者教育の一層の充実が必要であり、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を作成し、取組を推進することとしました。

消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」は、今後、高校生が、成人として消費生活を送る上で、最低限必要な「契約」「お金」「暮らしの安全」に関する知識を習得し、消費者トラブルにあった際には、消費生活センターに相談できるようになるために、効果的に活用する目的で作成されています。今後、全国の学校に提供し活用することとしています。

北海道立消費生活センターでは、若年層の消費者教育を推進するため、インターネット取引をはじめとした若者向けの特に相談が多いトラブル事例など掲載した、パンフレットを作成し全道の高校に配布しています。

教員向けセミナーや成年年齢引き下げ問題に対応した学生向けの学校訪問講座を今年度も実施する予定です。詳しくはホームページをご覧ください。

・北海道立消費生活センター ホームページ  
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



リーフレット「狙われる若者」(平成30年2月作成)フリマアプリ・ネット通販・マルチ商法・美容医療などの事例を紹介。

ちょっと待った！！こんな



# サギのハガキ 届いていませんか？

## 新バージョン

民事訴訟最終通知書

平成30年 (シ) 648 号

この度、ご通知致しましたのは以前に貴方が契約された会社に対して未納料あるいは契約違反に当該会社が管轄裁判所に訴訟手続きをされた事を報告致しております。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。  
又、悪質業者によるしつこい電話勧誘や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。



※最近個人情報を悪用する業者の手口も見受けられます。  
万が一身に覚えが無い場合は早急にご連絡下さい。

受付時間 9:00～18:00 (土・日・祭日を除く)

(代表) 03-

〒106-0041 東京都港区麻布台

全国訴訟相談センター

まどわされないで！  
どちらも  
サギのハガキ！

旧バージョン まだまだ届いています

### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)317 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月23日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目

取り下げ等のお問い合わせ窓口

受付時間 9:00～20:00 (日、祝日を除く)

北海道警察 #9110